

**令和7年度 防災情報ネットワーク事業 土地改良技術
フォークリフト特定自主検査業務仕様書**

本業務は、近畿農政局土地改良技術事務所が所有するフォークリフトの特定自主検査を実施するものであり、下記の仕様によるものとする。

1. 参加要件

特定自主検査を行う検査業者は、公告時点において特定自主検査・検査業者名簿（厚生労働大臣登録又は府県労働局長登録）に登録している検査業者であることとする。

2. 作業内容

特定自主検査は、「フォークリフトの定期自主検査指針」（令 5.3.31 自主検査指針公示第 21 号）に基づき、下記のとおり実施する。

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| （1）特定自主検査（年次検査） | 1 台 |
| ・車 種 名：グリーンディア（ニチュ三菱フォークリフト（株）） | |
| ・機種型式：FGE20CT1 | |
| ・車体番号：F34-30184 | |
| （2）消耗品交換 | |
| ・エンジンオイル | 1 台（3.8 リットル） |
| ・オイルフィルタ | 1 台 |
| ・ブレーキオイル DOT-3 | 1 台 |
| （3）スチーム洗車及びグリスアップ | 1 台 |
| （4）車両回送 | 1 台 |
| （5）フォークリフト代車 | 1 台 |

検査期間中のフォークリフトの代車については、近畿農政局土地改良技術事務所が所有するフォークリフト（積載荷重 2 トンクラス相当）と同程度の機種とする。

なお、点検の結果、補修・交換等が必要と判断された場合は、点検結果及び追加費用の見積書を発注担当者に提出することとし、受発注者協議のうえ、受注者が補修作業を行うこととする。

また、上記追加補修作業は変更契約の対象とする。

3. 履行期間

履行期限は、契約締結日から令和 7 年 11 月 28 日まで（特定自主検査予定月：2025 年 11 月）とし、特定自主検査を実施する場所までの車両回送は 11 月以降とする。詳細日程は受発注者協議により決定することとする。

4. 提出物について

- （1）業務終了時に、特定自主検査記録表を提出することとする。
- （2）本業務にかかる作業状況は適宜写真撮影することとし、業務完了時に写真データを提出することとする。

5. 環境配慮のチェック・要件化

（1）主な環境関係法令の遵守

受注者（受託者）は、物品・役務（委託事業を含む）の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

① エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）等

② 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）等

③ 生物多様性への悪影響の防止

- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）

④ 環境関係法令の遵守等

- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

（２）環境関係法令の遵守以外の取組

受注者（受託者）は、物品の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

6. その他

- （１）作業にかかる一切の費用については受注者の負担とし、見積価格に計上記載すること。
- （２）作業に際し、発注者及び第三者の車両、建物、備品その他の財産等に損害を与えた場合は、直ちに発注者に通知するとともに、発注者の指示に従い受注者の負担により必要な措置を行うものとする。
- （３）当事業所が面する墨染通りは大型自動車等通行止め標識があるため、事前に走行経路を確認することとし、交通規制を遵守すること。（規制対象車両：大型乗用自動車、特定中型乗用自動車、大型貨物自動車）
- （４）請負代金の支払は、業務完了後一括して行う。支払期限は、適法な支払請求を受けた日から起算して 30 日以内に支払うものとする。
- （５）その他、本業務執行上、疑義または記載外の事項が生じた場合には、発注者及び受注者双方の協議のうえ対応するものとする。